

【問題前期第 12 問】

甲女(28 歳・当時妊娠 6 ヶ月)は、以前協議離婚した乙男(40 歳・空手有段者)と同棲を再開するに際し、元夫丙との間にできた子供である A(当時 3 歳)を連れて乙男と内縁関係に入った。しかしながら乙男は甲女と同棲を始めた直後に失業したことも相まって、普段から甲女や A に対して暴言を吐いたり、甲女が自分の元から逃げ出そうとした際には殴る・蹴るの暴行を加えていた。また、A に対してもしつけの一環と称して頬を平手打ちしたりタバコの火を腕に押し付けるなどしていた。その後、同棲を開始してからしばらくすると乙男は相も変わらず再就職先が見つからないことにいら立ち、その憂さ晴らしのため A にせっかみを繰り返すようになった。

ある日、乙男は甲及び A を自宅に残して外出した際、A が甲女の作った食事を床にこぼしたり、その食べ物で遊ぶなどし、日頃のストレスもありカッとなった甲女は A の頭部を数回にわたり強く殴った。

また同日夕方に乙男が帰宅した際に乙男は、A が乙男に反抗したことから腹を立て、A を抱きかかえて甲女らの住居である洋間から洗面所に入りその扉を閉めた上、同所において A の顔面や頭部を多数回殴打する等の暴行を加えた。

甲女は乙男が A を抱きかかえて洗面所へと向かうのを目撃しており、また、A の頬を叩くような音を 2,3 回聞いていた。その際甲女はいつものせっかみが始まったとの認識をしていたが、台所で夕食の準備を続け、乙男の行動に無関心を装っていた。

その後 A は甲女及び乙男の手で病院に運ばれたが、頭部打撲による硬膜下出血により死亡した。なお A の死因となった硬膜下出血は、事件当日甲女・乙男に加えられた頭部打撲のいずれによるものか不明であった。

本件での甲女の罪責を検討せよ。

参考判例 最高裁昭和 26 年 9 月 20 日第一小法廷決定

札幌高裁平成 12 年 3 月 16 日判決

大阪地裁堺支部平成 29 年 10 月 6 日判決